

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第23号

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第26号）の施行期日は、平成26年4月1日とする。